

装事艦第154号  
27.10.1  
一部改正 装事艦第5393号  
令和2年4月2日  
一部改正 装事艦第17193号  
令和2年12月16日

海上幕僚長 殿  
(装備計画部長気付)

防衛装備庁調達事業部長  
(公印省略)

防衛装備庁において契約する船舶等の契約不適合工事の請求等の  
手続について (依頼)

標記について、別紙のとおり定められたので依頼する。

添付書類：別紙

写送付先：海上幕僚監部総務部長、調達管理部長

## 防衛装備庁において契約する船舶等の契約不適合工事の請求等の手続

### 1 用語の意義

- (1) 船舶等 防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第197条第12号にいう船舶等をいう。ただし、防衛大学校の使用する船舶等については、防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第34号）の定めるところによる。
- (2) 支担当 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官をいう。
- (3) 地方防衛局長等 北海道防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。
- (4) 海上幕僚長等 当該船舶を所掌する機関の長をいう。

### 2 協定書の作成処理

船舶等の製造等に関する防衛装備庁契約に基づく契約不適合が発見され、当該船舶等を使用する海上自衛隊の部隊等と当該船舶等の契約相手方との間で契約条項に従い、当該契約不適合修補を行うことに合意の成立したものであるについては、部隊等の協定書作成者（以下「協定者」という。）は「協定書」（別記様式第1）を支担当（調達事業部艦船調達官気付）あて送付するとともに、その写しを海上幕僚長等に送付する。

協定者は、支担当の承認を得て契約相手方に交付され、写しは海上幕僚長等、部隊等及び防衛装備庁の関係する部署に送付される。

### 3 修補の確認

- (1) 部隊等における確認書作成者（以下「確認者」という。）は当該協定書に基づく契約不適合修補の完了を確認したときは、「確認書」（別記様式第2）を支担当（調達事業部艦船調達官気付）に送付するとともに、その写しを海上幕僚長等に送付する。
- (2) 協定者は、契約不適合修補の監督及び完了の確認を造船所等を管轄する地方防衛局長等が行うことを適当と認めた場合は、当該協定書の写しを地方防衛局長等に「契約不適合に関する監督依頼書」（別記様式第3）を支担当（調達事業部艦船調達官気付）、写しを地方防衛局長等に送付する。

調達事業部艦船調達官は、「契約不適合に関する監督依頼書」に関し地方防衛局長等と調整し、結果について支短官の決裁を得た後、協定者に送付する。

- (3) 前項により「契約不適合に関する監督依頼書」の調整を受けた地方防衛局長等は、当該契約不適合修補について監督及び完了の確認を行い、確認書を支担当（調達事業部艦船調達官気付）に送付するとともに、その写しを海上幕僚長等に送付する。

#### 4 合意の成立しない場合の処置

- (1) 協定者は、契約相手方と合意の成立しない場合には、契約相手方の作成した「異議申立書」（別記様式第4）及び当該事項に関する所見を付し、海上幕僚長等を経て支担当（調達事業部艦船調達官気付）あて通知する。
- (2) 調達事業部艦船調達官は、防衛装備庁の関係する部署及び担当地方防衛局長等との協議を行い、必要に応じ契約相手方と調整のうえ、契約不適合修補等の請求の有無について「契約不適合判定書」を作成し、所掌の課長及び官室長を経て支担当の決裁を受ける。
- (3) 契約不適合修補の請求権があるとして支担当の決裁を受けた場合には防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第34号）の関連規定に基づき処理する。

別紙様式第 1

協 定 書

( 艦 船 ) 名

上記契約物品について発生した契約不適合修補等については、甲乙協議の結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この書 2 通を作成し、双方記名のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 防衛装備庁  
支出負担行為担当官  
分任支出負担行為担当官

( 協定書作成者 )  
官職 氏名

乙 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

写送付先：海上幕僚長、部隊等の長



別記様式第2

会社発簡番号  
発簡年月日

防衛装備庁  
支出負担行為担当官  
分任支出負担行為担当官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

契 約 不 適 合 修 補 完 了 届

(艦船)名

上記防衛装備庁契約物品(艦艇)の契約不適合の発生したものについては、  
令和 年 月 日協定書の定めるところに従い修補を令和 年 月 日完了  
したのでお届けします。

発簡記号、番号  
発簡年月日

確 認 書

(確認者)  
官職氏名

修補工事の完了したことを確認する。

別記様式第3

発簡記号、番号  
発簡年月日

防衛装備庁長官 殿  
(調達事業部艦船調達官気付)

部隊等の長

契約不適合に関する監督依頼書

地方防衛局等	会社名	監督の 範囲	業務の予定						
			品名	数量	1 / 4	2 / 4	3 / 4	諾否	条件又は理由

部隊等の長 殿

発簡記号、番号  
発簡年月日

防衛装備庁長官

上記の監督依頼書について防衛装備庁回答欄のとおり通知する。

写送付先：地方防衛局長等

別記様式第 4

会社発簡番号  
発簡年月日

支出負担行為担当官  
分任支出負担行為担当官 殿  
(海上幕僚長経由)

住 所  
会 社 名  
代表者名

### 異 議 申 立 書

令和 年 月 日(部隊等)から通知を受けた契約不適合については、調査の結果、下記のとおり当社には契約不適合の責めはないことが判明しましたので、よろしくご処置承りたくお願い申し上げます。

### 記

- 1 異議申立ての品名及び数量
- 2 契約品名
- 3 異議申立ての理由